

カナダ海外調査結果

(1) カナダオンタリオ州オタワの訪問調査について

ワンストップ支援センターの拠点、提供すべき支援内容、関係機関との連携のあり方など、「性犯罪被害者ワンストップ支援センターの開設・運営の手引（仮称）」を作成するに当たって、国外の取組を参考とするため、カナダオンタリオ州のオタワにある性犯罪被害者支援に関連する政府機関、病院、民間センターを訪問し聞き取りを行った。

(2) オンタリオ州の性犯罪被害者支援

オンタリオ州には、州政府が資金援助をする以前の1970年代中盤から1980年代初期には、支援団体が存在していた。

現在、オンタリオ州内には州政府が出資している41の性的暴行（※1）センター（Sexual Assault Centres）（うち11はフランス語のセンター）があり、被害者に無料で、特別な支援を提供している。サービスを利用する女性のさまざまなニーズに対応するために、利用者中心のアプローチが取られている。利用者は、個人やグループでのカウンセリング、病院、裁判所、警察への付き添いなどのサービスを受けることができる。また、24時間緊急サポートラインを利用できる。センターでは、それぞれの地域に合ったサービスを提供している。

また、オンタリオ州内には、病院施設を持つ性的暴行／家庭内暴力治療センター（Sexual Assault/Domestic Violence Treatment Centres）が35あり、毎日24時間体制で、性的な暴力（※2）を受けた女性、男性、子どもに対して特別な医療ケア、精神的サポートを行っている。スタッフは緊急医療とフォローアップ・ケアを行い、その中には、証拠の採取、短期的なカウンセリング、地域のサービス提供者の紹介が含まれる。

※1： オタワ性的暴行プロトコールによると、性的暴行（sexual assault）は、「人の性の健全性を侵害する望まない直接的又は間接的な接触又は接触の脅しの行為。これは被害者と加害者の関係に関わらず性的暴行である。」とされている。

※2： オタワ性的暴行プロトコールによると、性的暴力（sexual violence）は、「何よりも、性的な性質の望まない行動をするよう威嚇し、脅し、強要し、実行しようとすることで特徴付けられる、性的健全性の侵害を伴う暴力、憎悪及び攻撃の行為。例として、ポルノグラフィ、セクシャルハラスメント、ストーカー行為、覗き行為などがある。性的暴力は、性的暴行及びカナダ刑法に含まれるその他の性犯罪を含む。」とされている。

(3) 性的暴行プロトコールについて

オンタリオ州においては、様々な地域社会で、行政を含む関係機関からなる委員会が組織されており、性的暴行、DV、虐待などに関するプロトコールの作成なども行われている。

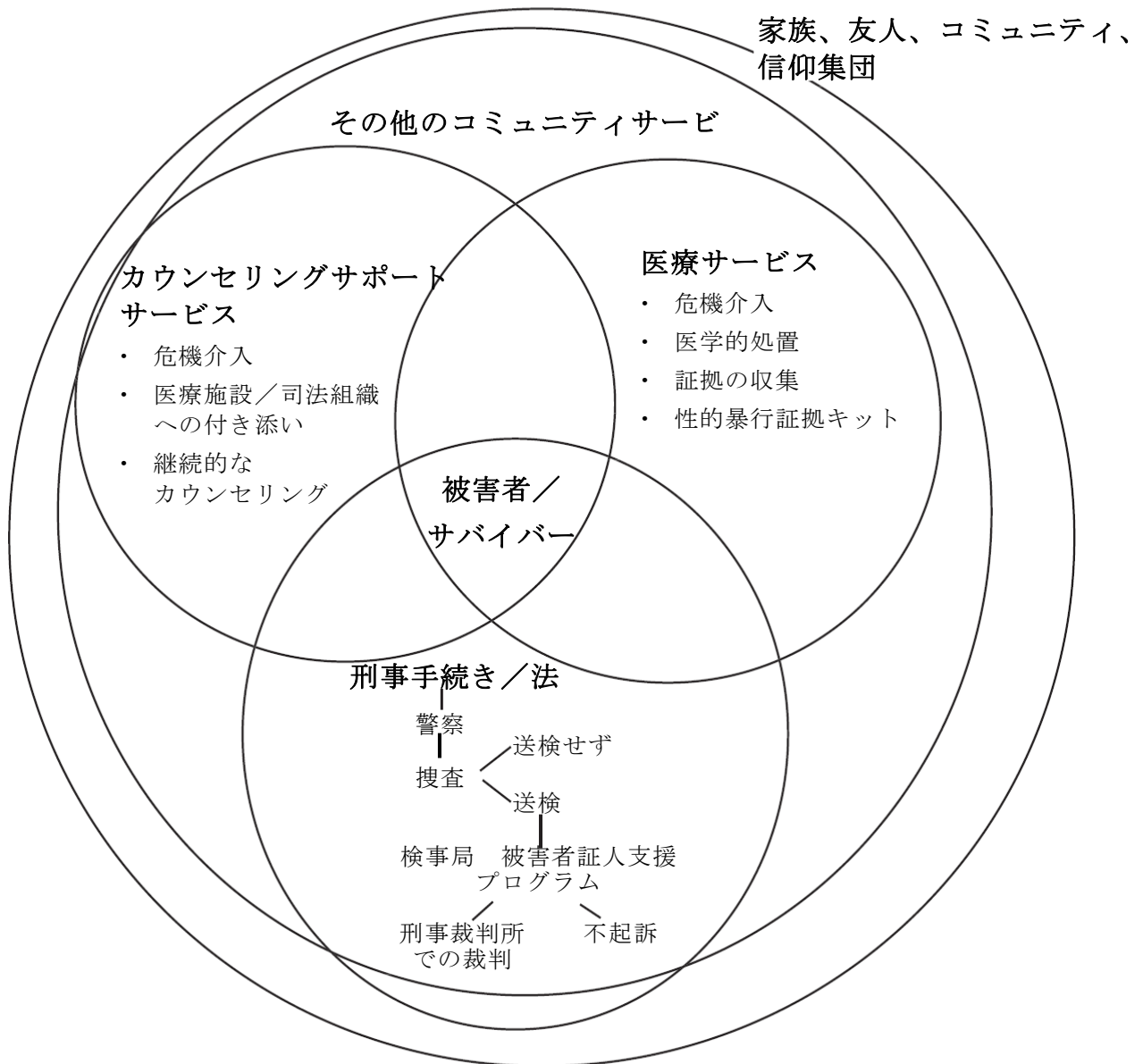
オタワにおいては、1996年、性的暴力への対応を中心的業務とする刑事司法、保健医療、社会サービス分野の組織からなるプロトコール委員会が立ち上がり、関係機関の協働のあり方などについて議論がなされ、1998年に性的暴行プロトコールが制定された。このプロトコールの目的は、コミュニティ内のサービス提供機関、サービス内容、サービス利用の方法などを被害者を含め、広く一般に知らせることであるが、サービス提供者も、自分自身が情報を得たり、支援する相手に関連情報を提供したりするために利用できる。性的暴行プロトコール委員会は、被害者の様々なニーズに応えるためには、コミュニティが一体となってサービスを提供するアプローチが不可欠であるという考えの下、性的暴力に対してコミュニティとして包括的かつ効果的に対応するため、互いに連携しながら活動をしており、プロトコール参加組織間の協力関係と意思疎通の改善に取り組んでいる。現在のプロトコールは2006年版である。

オタワでは、図1のように、

- ・ カウンセリングサポートサービス（オタワ性的暴行サポートセンター、オタワレイプ救援センター、オタワフランス語圏支援センター）
- ・ 医療サービス（オタワ病院性的暴行・パートナー虐待ケアプログラム）
- ・ 刑事司法（オタワ警察、オタワ警察被害者救援ユニット、検事局、被害者証人支援プログラム）

の3つが中心となり、被害者へのサービスを提供しており、性的暴行プロトコールには、これらの組織によってどのようなサービスが提供され、どうすればそれを利用できるのかが書かれている（子どもの性的虐待被害者に対するコミュニティの対応は1989年のオタワ＝カールトン児童虐待プロトコールにまとめられている）。

図1



この図はオタワ地域で被害者／サバイバーがサービスを求めるときに選ぶことができるサービスとアクセスポイントを示している。（「THE OTTAWA SEXUAL ASSAULT PROTOCOL」より）

以下、カウンセリングサポートサービス、医療サービス、刑事司法に対応する機関のうち、訪問先で説明を受けたものを中心に説明する。

(4) カウンセリングサポートサービス

○ オタワレイプ救援センター (Ottawa Rape Crisis Centre)

1973年にフェミニストグループによって設立され、女性に対するあらゆる形の性的暴力を失くすことに取り組んでいる。24時間365日のホットライン、短期及び長期のカウンセリング、サポートグループ、啓発活動、アウトリーチなど様々なサービスを行っている。何らかの形の性的暴力を経験したすべての女性をサービスの対象としており、これには性的暴行、レイプ、子ども時代の性的暴行／虐待、近親相姦、セクシャルハラスメント、儀礼的虐待が含まれる。また、性的暴行を受けた女性の家族、友人、パートナー・配偶者にもサービスを提供している。全てのサービスは無料である。

ア 支援内容

(ア) ホットライン

24時間、365日の電話相談を受けている。オフィスの業務時間中はホットラインカウンセラーが電話を受け、夜間、週末及び祝日はボランティアがホットラインの対応に当たっている。ボランティアは家で待機をして電話を受ける形で対応しており、難しい問題が生じたときや、付加的な情報が必要な場合には、コーディネーターに電話をすることになっている。

ボランティアは、ホットラインで働く前に10週間のホットライン研修に参加することが義務付けられている。

(イ) 付き添い

ホットラインにおいて相談者が医学的ケアを受けることや警察に届け出ることを選び、相談者が付き添いサービスを希望した場合には、警察署、病院への付き添いサービスが行われる。車に同乗したり、車で送迎したりはせず、現地で待ち合わせる形をとる。人的資源が限られているために、常に付き添いサービスの提供を行うことは保証されない。

性的暴行の訴訟（民事及び刑事）に関わる裁判手続きの過程にも、人的資源が及ぶ限り付き添いを行う。

(ウ) カウンセリングプログラム

業務時間中にホットラインに電話することにより、予約の上で危機カウンセリング（最高6セッション）を受けることができる。暴行を経験したのがより最近である女性が優先される。また、長期的カウンセリング（12か月以内の42セッションのカウンセリング）、サポートグループ、心理教育のワークシ

ヨップを提供している。カウンセリングプログラムはサービスの順番待ちをしている相談者と繰り返し訪れる相談者が増えているという問題に直面している。

(E) その他

オタワ＝カールトン拘置所での暴力防止啓発プログラムや、啓発活動などが行われている。

イ センターの体制

有給職員の大半はソーシャルワーカーとカウンセラーである。ホットラインボランティアの確保が難しく、人員は20名程度、そのほとんどが学生である。地域の組織、大学、チャリティビレッジなどに情報を広めて人員を募っている。

ウ 財政的基盤

オタワレイプ救援センターへの2010年の助成の総額は約50万ドルであり、州司法省から70%、カナダ共同募金18%、オタワ市8%、民間寄付4%という内訳であった。

(5) 医療サービス

○ オタワ病院性的暴行・パートナー虐待ケアプログラム (The Ottawa Hospital Sexual Assault and Partner Abuse Care Program)

オタワ病院性的暴行・パートナー虐待治療プログラムは、オンタリオ州の病院を拠点とした35の性的暴行治療プログラムの1つであり、オタワ病院市民キャンパスの救急部門に拠点を置き、性的暴行やパートナー虐待の被害者に対して、24時間365日の支援を実施している。性的暴行が起こってから2週間以内の被害者に対して医療が提供され、薬代はプログラムの一部として無料である。1年間、最高8回まで、精神的、治療的なサポートを行っている。16歳未満の子どもはオンタリオ東部子ども病院に紹介される。

ア 支援内容

救急部を訪れた患者のトリアージを行い、性的暴行・パートナー虐待ケアプログラムに紹介がなされると、プログラムの登録看護師が対応に当たる。登録看護師は、待機している救急医と話し合いながらケアプランを立てる。薬物やアルコールの中毒状態にある患者、もしくははげがをしている患者については、プログラムの関与の前にまず救急処置を行う。

登録看護師は、被害者に対して、医療、警察への被害届、証拠採取などの選択肢について説明をし、被害者の理解を確認し、被害者の決定を支援する。

証拠採取の後に被害者がシャワーを希望すれば付き添ったり、被害者の衣類が証拠として収集されてほかに衣類を持っていない場合には、被害者に衣類を提供したりする。また、適切なサービス機関の紹介、フォローアップの手配などがなされる。

(7) 医療

登録看護師と救急医により、必要に応じて、

- ・ 性感染症の検査、毒物検査、性感染症を防ぐための抗生物質の投与、B型肝炎の予防接種、妊娠検査、緊急避妊薬の投与、HIV感染防止薬の投与
- ・ けがの治療と記録
- ・ 緊急のカウンセリングとその後のケアの紹介などがなされる。

(4) 証拠採取と保管

被害者の意思に基づいて、性的暴行証拠キットにより、証拠が収集される。キットで証拠収集ができる期間は72時間である。警察に届け出ないことを選んだ被害者は、キットを冷凍することを選ぶことができる（最長6か月）。この間、被害者は、警察への届出について考え直すことができる。

この他、被害者は、

- ・ 警察に届け出るが、性的暴行証拠キットは利用しない
 - ・ 性的暴行証拠キットを利用せず、警察への届出も行わない
 - ・ 匿名（第三者）による警察への届出
- といった選択肢をとり得る。

(ウ) フォローアップ

登録看護師は、被害者の状態を評価し、困っていることがあれば話し合い、被害者の同意があればフォローアップを行う。

再診では、

- ・ 検査（性感染症）の結果を伝え、必要ならば検査をもう一度行う。
- ・ 被害者の健康状態とサポートシステムの状況を評価し、必要に応じてカウンセリングの紹介をする。
- ・ 回復プロセスと暴行による心的外傷後ストレス症候群について情報を提供する。
- ・ 被害者が再び来院することを望まない場合、フォローアップが電話で行われ、（利用できる地域資源の中で）適切なカウンセリングの紹介が行われる

ことがある。

- ・ 必要に応じて短期的なカウンセリングと支援を行う。
といったことがなされる。

イ 体制

- ・ メディカルディレクター1名（法医学の訓練を受けた救急科の医師）
- ・ プログラムコーディネーター1名（登録看護師、上級実践看護師）
- ・ フォローアップ登録看護師2名
- ・ 登録看護師の専門グループ

被害者に治療を要する外傷がない場合には登録看護師が対応する。医療的行為、計画に関する医療的指令の権限を看護師に与え、最終的なマネジメントは医師が行っている。

プログラムコーディネーターとフォローアップ登録看護師はこのプログラム専属だが（いずれもSexual Assault Nurse Examiner(SANE)）、その他に自発的に協力している看護師（SANEの訓練を受けた看護師を含む）をオンコールで待機させることによって24時間体制を確保している。看護師は、証拠保管などについて、裁判で証言を求められることもある。

ウ 財政的基盤

約66万ドルの予算となっており、病院はプログラムの予算を独立したものとして守る義務がある。

プログラムのネットワークに加盟する35のプログラムの予算はオンタリオ州の保健・長期療養省（Ministry of Health and Long Term Care）から出ている。

(6) 刑事司法

○ オタワ警察 (Ottawa Police Service)

オタワ警察は、性的暴行の通報を受けると、被害者が病院で検査を受ける前に衣類を変えたり、入浴したりすることがないように、通報者に助言し、できる限り速やかに警察官（可能なかぎり性的暴行捜査官）を被害者の元に派遣する。

性的暴行捜査官は、性的暴行が過去72時間以内に起こったならば、直ちに医学的処置又は科学捜査のための検査を受けるように勧める。被害者には、オタワ病院市民キャンパスの性的暴行・パートナー虐待ケアプログラムにおいて行われる証拠採取や医学的処置の内容について情報を提供し、本人の同意を得て、オタワ病院市民キャンパスへの搬送を手配する。検査後に、病院スタッフから性的暴行証拠キットと被害者の衣類を受け取る。

事件から72時間以上経っているが2週間以内であればオタワ性的暴行・パートナー虐待ケアプログラムを通して医療を受けるよう助言をする。事件発生から2週間以上経過していれば、自分の掛かり付け医を通して医療を受けるよう勧める。

その後、適切なコミュニティサービス機関やオタワ警察の被害者救援ユニットに被害者をつなぐ。

また、将来の証拠とするため、できるだけ早い時期に捜査官が被害者から詳しい供述を得る。供述は、被害者を落ち着かせられるように設計された警察署のソフトインタビュールームで聞き取る。

○ オタワ警察被害者救援ユニット(Ottawa Police Service Victim Crisis Unit)

オタワ警察被害者救援ユニットは、パトロール警官、性的暴行担当刑事、コミュニティ組織からの紹介や、個人からの電話などを受け、性的暴行を含む様々な被害者に対して支援を行う。対応する主なケースは、殺人、自殺、子どもの死、突然死など、多くは死亡が関係するものである。性的暴行の被害者に対しては、緊急事態への介入、支援、捜査プロセスに関する情報提供、性的暴行を経験した人々への対応に経験を積んでいるコミュニティの機関への適切な紹介、性的暴行に関連した問題に関する口頭及び文書での情報、被害者のニーズが確実に対応されるようにすることを目的とした、捜査官との連絡、必要に応じ、影響を受けたその他の人への支援、サービスを提供する。

危機に対して短期的な介入を行うのが中心であり、その後は長期間の支援を行う機関にリファーする。リファー後もフォローアップを実施し、上手くいっていない場合にはより適切な機関に紹介することもある。

○ 被害者・証人支援プログラム(Victims Witness Assistance Program)

被害者／証人支援プログラムの任務は、犯罪の被害者と証人が刑事司法手続きをより良く理解し、より良い形でそれに参加できるようにするため、刑事司法手続きの全過程において被害者と証人に情報と支援を提供することである。

州政府の直接のプログラムとして1987年から行われており、オンタリオ州内の法的なセクションに65箇所ある。刑事司法手続きの全過程における精神的な支援、事件に関する情報提供、裁判手続きに関する情報、性的暴行に関連した問題に関する情報、コミュニティ内で利用できるサービスへの適切な紹介、裁判の準備とオリエンテーション、必要に応じて裁判所への付き添い、警察、検察、コミュニティ機関との連絡、必要に応じて検察官との面談の手配などの支援が提供される